

### 経済と安全の両立 ③

2021-02-02

Q: COVID-19 問題について、「経済と安全の両立」に関連する事態が生じたのですか？

A: 今般の通常国会において、政府与党が COVID-19 対策の特措法に罰則 (Penalty) を加える改正案を提出しました。野党の意見で微修正して成立させるようです。「経済と安全の両立」の障害となる要因の 1 つは、人間の規律違反や怠慢といった「好ましくない行動 (Unfavorable Behavior)」のようです。罰則はこのような行動を防ぐ手段の 1 つですが、法制化にはヒューマンファクターの知識を活用したトップダウン思考による慎重な対応が必要です。与野党の政治家をはじめ法制化に関わった人達には、必ずしも十分な資質が備わっているとは思えません。そのために、安易な妥協による「刑事罰を除いて行政罰を残す」といった合理性に欠ける法律になってしまったようです。これでは現場に新たな混乱をまねくことになり、本当の「経済と安全の両立」を実現できないのではないかと危惧しています。



図.1 与野党による改正案修正協議

Q: 特措法改正案の骨子はどういうものですか？

A: 概ね、①入院に応じない感染者、②患者の入院を拒否する医療機関、③営業規制に応じない飲食店などに刑事罰あるいは行政罰を科するというものです。

Q: 改正案の出所はどこですか？

A: 報道によれば、①保健所を所管する厚労省、②地方自治体の首長からなる全国知事会、③政府諮問委員会 (分科会) とのことです。いずれも現場の混乱に当惑してやむを得ず罰則を望んでいるようです。分科会では、反対派 8 名、慎重派 2 名、賛成派 4 名と意見が分かれていましたが、座長の賛成の意見で決議されたそうです。

Q: 野党はどう対応したのですか？

A: 基本的には罰則を設けることに反対しませんが、懲役などの刑事罰は重すぎると反対しました。行政罰では罰金の軽減を主張しました。

Q: 法制化に関わった人達の判断をどう思いますか？

A: 率直に言って、ボトムアップ思考の域を出ていないと思います。特に、分科会の判断はボトムアップ思考そのものだと思います。トップダウン思考で考えれば、民主主義が多数決で結論を出せるのは通常時のみです。緊急時にはリスクマネジメントで対応するというのが本来

## HuFac Solutions, Inc.

の民主主義です。リスクマネジメントは、「誰（WHO）が正しいか？」ではなく「何（WHAT）が正しいか？」という基準で判断するのが原則です。たとえ少数意見であっても、緊急事態の回避に適切な判断であれば採用されるべきです。国際的な航空界が推奨するCRM（Crew Resource Management）訓練では、「たとえ上司や会社の指示、マニュアルの規定に反していても、正しい判断であれば堂々と主張すべき」と現場のパイロットや整備士、航空管制官、ディスパッチャー、客室乗務員に教えることになっています。ヒューマンファクターの専門用語ではこれを「Advocacy」といいます。分科会のメンバーにヒューマンファクターの知識が少しでもあれば、多数決で決めることも、座長の意見に安易に従うこともなかったはず

Q: トップダウン思考でヒューマンファクターの知識を活用して罰則を法制化するには、どうすればよいのでしょうか？

A: そのヒントは民間航空のシカゴ条約付属書（ICAO Annex. 1）に書かれています。Annex. 1は、パイロットや整備士、航空管制官、ディスパッチャー、客室乗務員といった民間航空界の要員に付与する資格要件（Personnel Licensing）に関する規定です。当然、規定に違反した場合の罰則についても規定されています。



図.2 ICAO Annex. 1

Q: 「規定に違反した場合の罰則」はどのように規定されているのですか？

A: 細々とは規定されていません。Annex. 1の冒頭に「ヒューマンファクターの原則に則ること」と規定されているだけです。この規定は罰則についても適用されます。ヒューマンファクターについては、Annex. 1～18のすべてで規定されています。つまりは、「ヒューマンファクターの原則を理解できなければ航空輸送業に従事する資格はない」ということになります。

Q: 「ヒューマンファクターの原則」というのは、具体的にどういうことですか？

A: 他のICAOのヒューマンファクターに関する書類（Documents）で詳しく説明されています。ですが、ボトムアップ思考のわが国の航空関係者には理解しにくいようです。弊社は講演やコンサルティングでわかりやすい解説しています。ここでは罰則に関するものをわかりやすく

説明します。人間の「好ましくない行為」は、意識レベルが低いものから順に「過失 (Error)」と「怠業 (Sabotage)」、「犯罪 (Criminal Action)」に分類されます。「とるべき対応」は「行為」ごとに異なります。改正案に関わった人達は、このような分類があることにトップダウン思考で気づくことができなかつたようです。

好ましくない行為	意識レベル	とるべき対応
過失 (Error)	潜在意識	教育、啓蒙
怠業 (Sabotage)	前意識	説得、指導、行政罰
犯罪 (Criminal Action)	顕在意識	刑事罰

図.3 人間の「好ましくない行為」

- Q: ①入院に応じない感染者、②患者の入院を拒否する医療機関、③営業規制に応じない飲食店などの行為は、どの「好ましくない行為」に分類されるのですか？
- A: 弊社は現場の状況をすべて知るわけではありませんが、ほとんどが「怠業」ではないかと思えます。中には「過失」があるかも知れません。感染患者が自暴自棄になって故意に感染を広めようとするのがあっても、まずは説得と指導に努めるべきです。それでも効果がなければ、「犯罪」と判断して刑事罰を科すことも致し方ありません。
- Q: 刑法 211 条の「業務上過失致死傷罪」は図.3 の内容から乖離しているようですね？
- A: そうです。わが国の刑法 211 条は、法治国家といわれる先進国では特異な法律とみられています。資格をもつ職業人に広く適用されます。わが国がシゴ条約の批准を審議した際に、刑法 211 条との関連で批准に反対する司法や行政の関係者がいました。結局は、批准せざるを得ないことになりました。条約が国内法に優先することから、航空事故やインシデントには刑法 211 条が適用されないことになっています。
- Q: JAL の御巣鷹山事故では 520 名が死んでいながら起訴はおろか誰も逮捕されなかつたようですが、そのためなのですか？
- A: まさにその通りです。これまでのわが国の航空機事故でも、誰も起訴されていないと思えます。ANA の雫石事故では 2 名の自衛隊パイロットが起訴されて刑事罰を科されましたが、「シゴ条約は自衛隊に適用されない」と判断されたようです。
- Q: 御社代表は JAL の御巣鷹山事故に関わっていたのですか？
- A: 当時、JAL の技術部で操縦システム (Flight Control System) を担当していました。当初、相模湾で方向舵 (Rudder) の残骸が発見されましたが、「自身に責任があるかも知れない」との戦慄を覚えました。技術部の他の部門が担当する後部圧力隔壁 (Aft Pressure Bulkhead) が原因とわかって安堵したことを憶えています。その後、前橋地検に呼び出されて事情聴取されました。直接の担当ではないことに疑問を感じましたが、検事のお話を聞いて納得しました。弊社代表の経歴を調べた検事は、「貴方のような人がいながら、なぜ事故を防止できなかったのか？」と弊社代表を詰問しまし

## HuFac Solutions, Inc.

た。その時、「担当ではないから責任を逃れられる」と安易に考えた自身の視野の狭さが恥ずかしくなりました。御巢鷹山事故の本当の原因は、ボーイングによる修理ミスではありません。JALの技術陣がトップダウン思考で判断できなかったことが本当の原因です。それ以来、弊社代表は検事に自身の責任を諭されたと考えて、JAL退職後に会社を設立してトップダウン思考を社会に広めようと決意しました。検事による指摘が弊社代表の意識をボトムアップ思考からトップダウン思考に変える切掛けになったようです。御巢鷹山事故の真因については、開示すべきかどうか熟慮しています。

Q: 「刑事罰を除いて行政罰を残す」という国会の決議には、どのような不備があるのですか？

A: 図.3に記されている、「過失」や「怠業」に対する「とるべき対応」が欠けています。行政罰を科すだけでは問題は解決しません。適切な教育や啓蒙、説得、指導が不可欠です。その分野でもヒューマンファクターの知識が必要になります。

Q: JALの乱気流への対応では、どのようにパイロットに乱気流の勉強を促したのですか？

A: キャンペーンを開始した後で、あるパイロットが弊社代表を訪れました。乱気流事故を防ぐために常に雲を観察しながら飛行しているとのことでした。夜間には白黒のアナログ式気象レーダーの画面で雲の形を観ているそうです。「積乱雲やウィンドシヤをかなりの確率で回避する自信がある」、「乗客の中に年老いた自分の母親がいると思って飛んでいる」とも話されていました。この話を社内安全誌で社内に紹介しました。社員の乱気流に対する対応が徐々に変わっていったことはいまでもありません。

Q: 「高齢者が感染すれば死に至る」ことを知りながら「自身は重篤になる可能性は低い」と自由に振舞う若者がいるようですが、どのように説得すればよいのでしょうか？

A: 真実を隠さず知らせればよいのです。COVID-19の感染は、感染症の見地からも「空気感染するエイズ（AIDS）」といえます。感染した後に養生で陽性から陰性に転じても、完全に元に戻る保証はありません。エイズと同じように、一生爆弾をかかえて過ごすことにもなりかねません。その影響は、余命が短い高齢者よりも若者の方が大きいといえます。感染ルートについても、エイズと類似しているとも考えられます。わが国の当局やマスコミがなぜこのことを声高に伝えないのか、理由がわかりません。真実を率直に伝えて納得させれば、若者の行動は大きく変わると思います。行政罰や刑事罰はその後で考えればよいことです。読者の中には司法界の権威といわれる方が少なくありません。これまでの記述の中に訂正があれば、ご指摘いただくようお願いします。

本情報に関する連絡先：

（株）ヒューファクトリソリューションズ

URL: <http://www.hufac.co.jp>

E-mail: [info@hufac.co.jp](mailto:info@hufac.co.jp)